

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

◇規 則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

目 次

## 規 則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表を次のように改める。

次長及び課を置く 機関の長	第一順位者	第二順位者
次 長		
主務課長又は主務事業 所長		

二 課を置く機関の長	庶務に関する事務を行なう課長	主務課長
三 次長を置く機関の長	次 長	
四 病院の長	副院長	事務長
五 一から四までに掲げる機関以外の機関の長	機関の長があらかじめ定める上席の吏員	

別表第二土木出張所長の項第一号中「工事費が三百万円未満の土木工事」の下に「（県が施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。以下土木出張所長の項において同じ。）」を加える。

別表第二空港事務所長の項の次に次のように加える。

都市開発  
発局長

県が施行する都市改造事業に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 工事費が三百万円未満の土木工事の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割をこえない範囲内の設計の変更（国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。）

(二) 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下都市開発局長の項において「請負対象設計金額」という。）が三百万円未満の土木工事に係る予定価格の決定

(三) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事の指名競争入札に参加することができる者の決定

(四) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入

札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定

(四) 請負対象設計金額が三十万円未満の土木工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定

(六) 随意契約の方法により請負契約を締結する土木工事のうち請負対象設計金額が三十万円未満のもの並びに(四)の規定による一般競争入札又は指名競争入札を再度入札に付し落札者がない場合に当該入札者のうちから決定するものに係る見積り及び契約の相手方の決定

(四) 請負対象設計金額が三百万円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除

(六) 請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下都市開発局長の項において同じ。)が三百万円未満の土木工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成

(六) 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

イ 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの協議

ロ 第一条第三項の規定による工程表の承認

ハ 第三条の規定による金銭保証人の承認

ニ 第三条第二項の規定による工事完成保証人の承認

ホ 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの変更の請求

ヘ 第八条第一項の規定による監督員の選任

ト 第十五条第一項の規定による工事の一時中止及び工事の一時中止に伴う工期の変更の協議のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの協議

チ 第十六条の規定による工期の延長のうち工事費が三百万円未満の工事に係るものの延長

リ 第二十二條第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの検査

ヌ 第二十四條第一項の規定による工事の一部の完成の検査及び検査の合格部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの検査及び合格部分の使用

ル 第二十六條第一項の規定による工事の出来高の検査

ヲ 第三十條第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち

請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの検査

(二) 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円未満の土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行

(二) 不動産登記法に基づく不動産の登記

別表第四土木出張所長の項第一号中「土木工事」の下に「(県が施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。)」を加える。

別表第四土木出張所長の項の次に次のように加える。

都市開  
発局長

一 県が施行する都市改造事業に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 工事費が三百万円以上一億円未満の土木工事の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更
- (二) 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下都市開発局長の項において「請負対象設計金額」という。)が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る予定価格の決定
- (三) 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る指名競争入札に参加することができる者の決定
- (四) 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び入札行為の委任の承認並びに落札者の決定
- (五) 請負対象設計金額が三十万円以上一億円未満の土木工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定
- (六) 随意契約の方法により請負契約を締結する土木工事のうち請負対象設計金額が三十万円以上一億円未満の工事に係る契約の相手方の決定
- (七) 請負対象設計金額が三百万円以上一億円未満の土木工事に係る一般競争入札若しくは指名競争入札の入札保証金又は請負契約の契約保証金の免除
- (八) 請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下都市開発局長の項において同じ。)が三百万円以上の土木工事に係る請負契約書及び請負変更契約書の作成
- (九) 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく

知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

- イ 第一条第二項の規定による図面と仕様書の交互符合しない等の場合の協議のうち工事費が三百万円以上の工事に係るものの協議
- ロ 第四条第一項ただし書の規定による権利若しくは義務の譲渡又は承継の承諾
- ハ 第五条ただし書の規定による工事の一括下請負の承諾
- ニ 第六条第二項の規定による下請負者の変更の請求のうち請負対象設計金額が三百万円以上の工事に係るものの変更の請求
- ホ 第十五条第一項の規定による工事の打ち切り及び打ち切りに伴う工期の変更の協議又は請負代金額の変更の協議
- ヘ 第十五条第一項の規定による工事の一時中止に伴う工期の変更の協議又は一時中止に伴う請負代金額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三百万円以上の土木工事に係るものの協議
- ト 第十五条第二項の規定による工事の変更等による損害の賠償の協議
- チ 第十六条の規定による工期の延長のうち工事費が三百万円以上の工事に係るものの延長
- リ 第十七条の規定による請負代金額及び工事の内容の変更の協議
- ヌ 第二十一条第三項の規定による天災その他不可抗力による損害の損害額の算定の協議

- ル 第二十二條第二項の規定による工事の完成の検査のうち請負対象設計金額が百万円以上の工事に係るものの検査
- ヲ 第二十三條第二項の規定による請負代金の支払
- ワ 第二十四條第一項の規定による工事の一部の完成の検査及び検査の合格部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円以上の工事に係るものの検査及び合格部分の使用
- カ 第二十四條第二項の規定による工事の未完成部分の使用
- ヨ 第二十四條第四項の規定による工事の完成部分又は未完成部分の使用による損害の賠償額の協議
- タ 第二十五條第一項の規定による請負代金の前払
- レ 第二十六條第二項の規定による請負代金の部分払
- ソ 第二十八條第一項の規定による工期の延長
- ツ 第二十八條第三項の規定による請負代金の支払の遅延による遅延利息の支払
- ネ 第二十九條の規定による検査の遅延による遅延利息の支払
- ナ 第三十條第一項の規定による契約条項違反の場合における契約の解除
- ラ 第三十條第二項の規定による工事の出来形部分の検査のうち請負対象設計金額が百万円以上の工事に係るものの検査
- ム 第三十二條第一項及び第三項の規定による工事が完成しない間における契約の解除及びこれに伴う損害額の協議
- ロ 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円以上の土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査の執行
- リ 土木工事の設計又は監督の委託の決定
- ハ 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、

- 地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結
- 二 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第五十五條第四項の規定による事業計画の修正のうち軽微なもの又は事業計画に係る意見を採択すべきでないこと議決された旨の通知(同条第十項において準用する場合を含む。)
- (二) 第五十五條第七項の規定による建設省令で定める事項の公告(同条第十項において準用する場合を含む。)
- (三) 第五十八條第八項の規定による委員の改選の請求の要旨の公表及び委員の改選についての投票の実施
- (四) 第六十二條第一項の規定による土地区画整理審議会の招集
- (五) 第六十五條第三項の規定による土地及び土地について存する権利の価額並びに建築物の部分の価額の評価
- (六) 第七十二條第一項の規定による他人の占有する土地への立入りの命令又は委任
- (七) 第七十二條第二項の規定による立入りの通知又は公告
- (八) 第七十二條第六項の規定による植物等の伐除の市町村長への認可の申請及び植物等を伐除した旨の通知
- (九) 第七十三條第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償の協議(第七十八條第三項、第一百一条第四項、第一百十四條第四項及び第一百十六條第五項において準用する場合を含む。)
- (十) 第七十三條第三項の規定による収用委員会への裁決の申請)

第七十八条第三項、第一百一条第四項、第一百四十四条第四項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。)

(二) 第七十四条の規定による登記所等に対する簿書の閲覧等の要求

(三) 第七十五条の規定による建設大臣に対する技術的援助の請求  
(四) 第七十七条第二項の規定による建築物等の移転又は除却の通知及び移転又は除却の意思の有無の照会

(五) 第七十七条第四項の規定による移転又は除却の公告  
(六) 第七十七条第六項の規定による建築物等の移転又は除却の実施

(七) 第七十八条第二項の規定による建築物等の移転又は除却に要した費用の徴収

(八) 第七十八条第五項の規定による補償金の供託(第一百一条第五項において準用する場合を含む。)

(九) 第七十九条第一項の規定による施行地区内の土地の使用  
(十) 第八十条の規定による土地区画整理事業の工事の実施又は工事の実施の命令若しくは委任

(十一) 第八十一条の規定による標識の設置

(十二) 第八十二条の規定による土地の分割又は合併の手續

(十三) 第八十三条の規定による登記所への届出

(十四) 第八十八条第四項の規定による換地計画の修正のうち軽微なもの又は換地計画に係る意見を採択すべきでないと思つた旨の通知(第九十七条第三項において準用する場合を含む。)

(十五) 第八十八条第六項の規定による意見書の内容についての土地区画整理審議会の意見の聴取

(十六) 第八十八条第七項の規定による農業委員会の意見の聴取  
(十七) 第九十条の規定による換地を定めないことについての同意の取得

(十八) 第九十一条の規定による土地区画整理審議会の同意の取得

(十九) 第九十二条の規定による土地区画整理審議会の同意の取得

(二十) 第九十三条の規定による土地区画整理審議会又は地上権等の権利を有する者の同意の取得

(二十一) 第九十五条第七項の規定による土地区画整理審議会の同意の取得

(二十二) 第九十八条第一項の規定による仮換地の指定又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の指定

(二十三) 第九十八条第三項の規定による土地区画整理審議会の意見の聴取

(二十四) 第九十九条第二項の規定による仮換地について使用又は収益を開始する日の決定及びその旨の通知

(二十五) 第一百条第一項の規定による宅地等の使用等の停止及び通知

(二十六) 第一百二条第二項の規定による仮清算金の徴収及び交付

(二十七) 第一百三条第一項及び第四項の規定による換地処分のお知らせ及び公告

(二十八) 第一百六条第二項及び第三項の規定による公共施設の管理の引継

(二十九) 第一百七条第一項の規定による登記所への通知

(三十) 第一百七条第二項の規定による登記の申請又は嘱託

(三十一) 第一百九条の規定による減価補償金の交付及び土地区画整理審議会の意見の聴取

- 四 第一百十條の規定による清算金の徴収又は交付
- 四 第一百十二條第一項の規定による清算金又は減価補償金の供託  
(第百二條第二項において準用する場合を含む。)
- 四 第一百十九條の二第一項の規定による公共施設管理者に対する  
土地区画整理事業に要する費用の負担の要求
- 四 第百二十二條第二項の規定による設計に関する建設大臣への  
認可の申請
- 三 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)に基づく  
知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係る  
もので次に掲げるもの
- (一) 第三條の規定による事業計画の縦覧についての公告(第二十  
一條第二項及び第五十五條の二において準用する場合を含む。)
- (二) 第十九條の規定による委員の選挙期日の決定及び公告
- (三) 第二十條の規定による選挙人名簿の作成
- (四) 第二十一條第一項の規定による選挙人名簿の縦覧
- (四) 第二十一條第四項の規定による選挙人名簿についての異議の  
申出が正当であるかないかの決定等
- (六) 第二十二條第一項の規定による異議に関する公告
- (六) 第二十二條第四項の規定による選挙すべき委員の数の公告
- (六) 第二十四條第三項の規定による立候補届等の様式等の決定
- (六) 第二十四條第五項の規定による候補者の氏名等の公告
- (七) 第二十五條の規定による選挙場等の決定及び公告
- (七) 第二十六條の規定による投票を行なわないう旨の公告
- (七) 第二十七條の規定による選挙管理者の任命及び立会人の選任
- (七) 第三十五條の規定による当選人の決定

- (四) 第三十八條の規定による当選人がない場合等の公告
- (四) 第四十條第二項の規定による選挙又は当選の効力に関する異  
議の申出に関する決定及び公告
- (四) 第四十條第三項及び第四項の規定による選挙の無効の決定
- (四) 第四十三條第二項の規定による改選請求代表者証明書の交付  
及びその旨の公告
- (四) 第四十三條第三項の規定による署名の収集の立会人の指名及  
びその旨の通知
- (四) 第四十六條第二項の規定による改選投票所等の決定及び公告
- (四) 第四十八條の規定による改選投票管理者の任命及び立会人の  
選任
- (四) 第五十二條第二項の規定による改選の投票の結果の公告
- (四) 第五十七條第三項第四号の規定による換地を定めることが困  
難である宅地の承認
- 四 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五  
十七号)別表第二に掲げる事項(部長共通専決事項の欄第一号、  
第三号及び第十一号並びに課長共通専決事項の欄第一号、第二  
号、第六号、第十号、第十五号から第十八号まで及び第三十一号  
を除く。)

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号中「土木工事」の下に「(県が施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。以下共通事項の項及び管理課の項課長専決事項の欄第一号において同じ。)」を加える。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第四号(三)を削り、同号(二)中「決定又は」を削り、同号(三)を同号(二)とし、同号中(三)及び(四)を削り、(四)を(三)とし、(四)から(六)までを削り、同号(三)中「第二百二十二条」の下に「第一項」を加え、同号(三)を同号(二)とし、同号中(三)を(二)とし、(四)から(六)までを八ずつ繰り上げる。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号中(四)を削り、(四)を(三)とし、(四)を削り、(四)中「市町村」を「市町村長」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同号中(四)から(六)までを削り、(三)を(四)とし、(四)から(六)までを削り、(六)を(五)とし、(六)を(六)とする。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。